

第4章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策を積極的に推進し、男女共同参画の視点があらゆる施策や行政運営に反映されるように職員への啓発と研修の充実を図ります。また、計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内調整会議（課長会議）において、各課間の調整・連携を図りながら全庁的な推進体制の整備に努めます。

2 国・県などとの連携

国、県及び他市町村など関係各機関との連携強化を図り、男女共同参画に関する施策等の情報を収集し、本町施策の推進のために積極的に活用します。

3 町民及び諸団体との連携

男女共同参画社会の実現のためには、行政と町民、地域、事業者などが一体となってさまざまな問題の解消・解決に取り組んでいく必要があります。そのためには、男女共同参画に関わるあらゆる団体等との連携により協力体制を構築し、施策の効果的な推進を図ります。

4 計画の進行管理

計画を円滑に推進していくため、各課が一体となって取り組み、組織の横断的な連絡・調整を図り関係事業の状況を把握するとともに、各課が各年度に実施すべき具体的な事業の検討及び検証を行うなど、計画的な事業の実施に向けた進行管理を行ないます。